

事 業 委 員 会

令和 6 年 9 月 1 0 日 (火)

事 業 委 員 会

日 時 令和6年9月10日（火）午前10時～午後1時42分

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 道工委員長、出口副委員長、大里、松尾、坂原、奥野、谷崎、竹原

傍聴議員 早川、中原、谷地

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長、古橋教育長
川端まちづくり戦略室兼町長公室長、西総務部長会計管理者
内山財政改革部長、奥都市整備部長、谷総務部理事兼財政改革部理事
寺田まちづくり戦略室企画地方創生監
新堀まちづくり戦略室理事（企画地方創生担当）
吉田都市整備部理事（産業観光促進担当）
小坂都市整備部理事（土木担当）兼土木課長、奥田下水道事業理事
佐々木都市整備部理事（建築担当）、新保都市整備部副理事
岡田まちづくり戦略室副理事兼企画地方創生担当課長、
廣田まちづくり戦略室理事（人事担当）
竹田産業観光促進課長、藤井建築課長、山口二国推進課長
池上下水道課長

事 務 局 増田議会事務局長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

道工委員長 皆さんおはようございます。ただいまから事業委員会を開会いたします。本日の出席委員は8名全員でございます。理事者につきましても、関係者に出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いをいたします。また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後に引き続き協議会を開催をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議には、傍聴者の方が来られておりますことをご報告させていただきます。

それでは、9月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それではこれより議事に入ります。

まず、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

議案第62号 令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてのうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

竹田課長。

竹田産業観光促進課長 令和6年度、岬町一般会計補正予算（第4次）のうち、当委員会に付託された案件についてご説明いたします。

委員会資料の1ページをご参照ください。

初めに歳入といたしまして、22諸収入、4受託事業収入、商工費受託事業収入といたしまして、66万8,000円を増額補正するものです。

内訳としましては、備考欄に記載のとおり、まず海釣り公園道の駅受託事業収入（大阪府受託事業）といたしまして26万円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、大阪府の施設である道の駅とつとパーク小島の駐車場や、24時間トイレなどの維持管理業務に係る受託収入額の確定に伴い、増額補

正を行うものです。詳細については歳出でご説明いたします。

続きまして、道の駅「みさき」受託事業収入（国受託事業）として、40万8,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、国と一体型で整備した道の駅「みさき」の国の施設部分の維持管理業務に係る受託収入額の確定に伴い、増額補正を行うものです。また、今回の増額分40万8,000円の歳出への振り分けにつきましては、道の駅「みさき」運営事業費に37万4,000円を、商工総務費、人件費に3万4,000円を充当することとしております。なお、詳細については歳出でご説明いたします。

続きまして、23町債、1町債、農業債といたしまして、60万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、農業施設整備事業債として60万円を増額補正し、農業施設改良事業費に充当するものでございます。なお、詳細については歳出でご説明いたします。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入合計126万8,000円を増額するものです。

道工委員長 続いて歳出をお願いします。

竹田産業観光促進課長 続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の2ページをご参照ください。

6農林水産業費、1農業費、農業施設改良事業費として、65万1,000円を増額補正するものです。工事箇所につきましては、4ページをご参照ください。

内容としましては、多奈川、西畑、佐瀬川地区の二の宿農道において、雨などの影響による経年劣化で路肩が崩れ、通行に支障を来していることから、改修工事を行うために必要な経費を計上するものです。工事延長としましては、8メートルとなっております。

続きまして、7商工費、1商工費、商工総務費、人件費でございます。

先ほど歳入でご説明いたしました道の駅「みさき」受託事業収入につきましては、国からの委託料の1割を町の事務費として歳入し、商工総務費、人件費に充当しています。受託事業収入の確定に伴い、歳入40万8,000円のうち3万4,000円を、商工総務費、人件費に充当することによる財源更正を行うもの

であります。歳出予算額に増減はありませんので、補正予算額はゼロとなっております。

続きまして、道の駅「みさき」運営事業費といたしまして、37万4,000円を増額補正するものです。

道の駅の施設のうち、国が施設管理者となる情報提供施設、トイレ棟・駐車場の清掃、ごみ処分、浄化槽などの維持管理業務につきましては、国から本町が業務を受託し、町はこれを道の駅「みさき」の指定管理者に委託しているところです。

この維持管理業務委託料は、本町と国との間で協定を取り交わし算出されるものですが、本町の予算編成後に委託料の額が確定することから、例年、当初の予算の要求に当たっては、概算額により行っております。今回確定した委託料額と当初予算要求額に差額が生じ、予算に不足が生じたことから、増額補正するものです。

続きまして、海釣り公園道の駅事業といたしまして、26万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、海釣り公園道の駅管理委託料でございます。道の駅ととパーク小島の維持管理業務につきましては、施設管理者である大阪府から本町が業務を受託し、これを本町から道の駅に併設する海釣り公園の指定管理者に業務委託しております。

この維持管理業務委託料は、本町と大阪府との間で協定を取り交わし算出されるものですが、本町の予算編成後に委託料の額が確定することから、例年当初予算の要求に当たっては、概算額により行っております。今回確定した委託料額と当初予算要求額に差額が生じ、予算に不足が生じたことから、増額補正するものです。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 委員会資料の3ページをご参照ください。

8土木費、2道路橋梁費、町道管理費としまして、26万4,000円を増額補正計上するものです。

当補正は、本会議でご説明しました、議案第66号 訴えの提起についてに係る弁護士への委託料になります。

内容としましては、淡輪19区のE-ONE株式会社が所有するのり面が崩れ、本町は訴訟を行い、損害賠償請求権を有しましたが、いまだに賠償金が支払われておりません。本件は、取締役としてに任務懈怠についての悪意重過失が存することが明らかであることから、代表取締役個人に対し、訴訟を提訴するための弁護士委託料であります。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして、154万9,000円を増額補正計上するものです。

道工委員長 続いて地方債、竹田課長。

竹田産業観光促進課長 続きまして、地方債、補正追加をご説明します。

起債の目的は、農業施設整備事業として、限度額60万円を追加するものです。
説明は以上です。

道工委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第62号 令和6年度岬町一般会計補正予算(第4次)についてのうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって議案第62号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第65号 令和6年度岬町下水道事業会計補正予算(第1次)についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池上課長。

池上下水道課長 令和6年度岬町下水道事業会計補正予算(第1次)についてご説明します。

委員会資料の5ページをご参照ください。

収入の内訳としましては、1 資本的収入、1 企業債、建設改良企業債としまして、240万円を増額補正するものです。

内容としましては、下水道事業債120万円、下水道事業債、過疎対策分120万円となります。

以上、当委員会付託分としまして、240万円を増額補正するものです。

道工委員長 続いて支出等お願いします。

池上下水道課長 続きまして、委員会資料の6ページをご参照ください。

支出の内訳としまして、1 資本的支出、1 建設改良費、管路建設費としまして240万円を増額補正計上するものです。

内容としましては、マンホールポンプ更新工事を240万円増額するものです。財源内訳としましては、下水道事業債120万円、下水道事業債、過疎対策分120万円を充当するものです。

工事箇所としましては、委員会資料の8ページをご参照ください。

工事場所は淡輪4区で、祇園橋より南側になります。

工事内容としましては、第9マンホールポンプ場の2号ポンプが経年劣化により故障したため、ポンプを更新するものです。

以上、当委員会付託分としまして、240万円を増額補正計上するものです。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 続きまして、特例的収入及び支出についてご説明いたします。

委員会資料の6ページをご参照ください。

地方公営企業会計の適用を行う日の前日の属する会計年度は、同日をもって終了するため、出納整理期間は存在せず、全ての出納は打ち切られることとなります。この場合、打ち切り決算によって発生した未収金及び未払い金は、それぞれ特例的収入及び支出として、予算に別条を設ける必要があります。

下水道事業はこれまで官庁会計として、幾ら現金収入があつて、幾ら支払ったかを記録する、いわゆる現金主義会計であり、4月から3月までの1年間と、その後2か月間の出納閉鎖期間を経て、単年度で決算をしていました。

一方で、広く民間で行われる企業会計は、現金の収入がなくても発生した時点で記録する、いわゆる発生主義であり、収入の予定のあるものや支払い予定があ

るものは、決算時においてそれぞれ資産と負債に分けて記録する複式簿記が採用されております。

このたび、官庁会計から企業会計に移行するに当たり、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により、未収金及び未払い金は予算に別条を設けることになっており、額が確定したため、補正するに至ったものです。

特例的収入として、補正予算額1,133万円、主に下水道使用料の3月末時点での納期が来ていない分の未収金でございます。

また、特例的支出として、4,095万1,000円、主に工事費の契約済み未払い金でございます。

以上が企業会計に移行し、打切り決算によって発生した未収金及び未払い金、特例的収入及び支出となり、額が確定したため、補正を行うものです。

道工委員長 続いて企業債をお願いします。

池上下水道課長 続きまして、企業債補正（変更）についてご説明いたします。

委員会資料の7ページをご参照ください。

起債の限度額としましては、それぞれ下水道事業が2,930万円、下水道事業（過疎対策分）が2,900万円と定めていますが、下水道事業の限度額を3,050万円、下水道事業（過疎対策分）の限度額を3,020万円にそれぞれ120万円を増額補正するものです。

説明は以上となります。

道工委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、質疑等ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 今いろいろ説明いただきましたが、今回、番川沿いのところでマンホールポンプを入れ替えるということの説明をいただきましたが、設置されてどれぐらいの年数が経っているのか、まずお願いします。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 交換するNo.9マンホールポンプは、設置から25年経っているポンプになります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 かなりもう年数が経っている、25年経っているということですが、いろんな故障の原因はあろうかと思えますけれども、一般的に交換する期間的なものは決まっているんですか、大体。それがあれば参考に教えてください。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 一般的にマンホールポンプの耐用年数は15年となっております。今回交換するマンホールポンプにつきましては25年たっておりますので、耐用年数を十分に超えているため、経年劣化による故障でもう更新が必要となったものになります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 もう1点だけ。15年の耐用年数のところ25年まで持たしていたということですが、定期的に変えていくというものでもないのでしょうか。故障しない限り交換していかないということになっているわけですか。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 岬町では、毎月マンホールポンプの点検と、年点検としまして、半年に一度引き上げて、マンホールポンプの大まかな、オイル交換と併せて点検を行っています。その際に、交換が必要な部品、メンテナンスですね、そういうことは常々行っておりまして、できるだけ長く使えるようにしております。

ただどうしても、もう25年等で交換が必要になったものについてのみ、ポンプの更新を行っております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 これからどんどん、年数が経つごとに、いろんなところで交換しないといけない事情が出てくるということになってこようかと思えます。それで結構です。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からも、奥野委員の質問の補足で、お聞かせいただきたいんですけども、先ほど15年が一定の耐用年数であるということをお伺いしたんですけども、今回は25年経過しているということなんですが、ちなみに岬町全体のマンホールポンプで、15年経過しているマンホールポンプってあと幾つ残っているのかというのをお聞かせいただけますか。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 15年以上超えているマンホールポンプの数なんですけれども、約半数

以上は15年を超えているということは把握しています。ただ、一般的な15年というのが耐用年数であって、そのポンプの使用時間等、入ってくる水の量とかによって、量が多いと早く壊れることもありますし、少ないと長もちすることもあるということで、一般的に15年ですけれども、それぞれ個々差があるということになります。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第65号 令和6年度岬町下水道事業会計補正予算(第1次)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって議案第65号は、本委員会において可決されました。

議案第66号 訴えの提起についてを議題とします。

本件について本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

それでは質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 この裏面の航空写真を見ますと、この所有地は地目的には山林ですか。まずそれをお願いします。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事(土木担当) 登記の地目は、宅地になっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 一応、宅地のようで、削った後ののり面のような感じがしますがけれども、山林

じゃないということです。今回地裁で判決が出ているにもかかわらず、支払いをしていただけない、それで改めて遅延損害金の支払いを求め提訴ということで、地裁から高裁へ上がるということになるわけでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） まず前回の提訴では、所有者である法人E-ONE株式会社に提訴しまして、町の主張が全面的に認められて勝訴いたしております。

しかしE-ONEのほうから、賠償金についての支払いが行われないのと、あと資産の調査も行ったんですけれども、会社としての資産はほぼございません。その中で、この会社というのが代表取締役1人しかいないような会社になりまして、それで当然、町のほうとしては何度も適切に管理するように指導文書を送っていたにもかかわらず、対応してこなかったんで、取締役の責任を追及して、新たに提訴するものでございます。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 では、同じ地方裁判所に提訴ということになるわけですね。その判決がどうなるかということになってこようかと思います。その先は分からないでしょうけれども、ありがとうございます。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 この図を見て思うのが、今、大型土のうと落石防護柵で対策を行っておられるのですけれども、今現在、収まっているとは思うんですけれども、何か今後、危険性のあるところとか、何か対策が必要なところというのがないのかというのを、1点聞かせてください。

道工委員長 小坂理事、ちょっと打ち合わせをしていたみたいだけれども、質問の中身分かりますか。

小坂都市整備部理事（土木担当） 松尾委員、すみません、今現在ののり面の状況ということですか。

松尾委員 そうです。

小坂都市整備部理事（土木担当） 今現在は、町が災害復旧工事を令和3年3月に行いまして、そこからは新たな崩落とかはございません。それでその令和3年のときに、災害復旧で認められた落石防護柵と、その前後には、国の補助金では認められなかったところは大型土のうを設置しておりまして、安全対策を図っているんです。

けれども、そこも新たな落石は生じておりません。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 本来ならば、もう少しちゃんと措置しないといけないところではあるということですね。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） そののり面なんですけれども、町の工事というのはそののり面は個人の所有で触ることができませんでしたので、町道のほうで落石を待ち受けておりますので、根本的にはのり面の対策が必要になってくる箇所でございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 今回の訴えで、一旦は支払っていただくことを願うばかりですけれども、多分今後、今までの経緯を考えたら、また同じ繰り返しになる懸念があるわけなんですけれども、その辺りの、なかなか答えにくいかもしれないですけれども、対策というのはお考えでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 今後、個人を訴えた場合も支払いがあるかどうかというのは、ちょっと現時点では分からないんですけれども、前回の裁判ではあくまで法人に対する勝訴でしたので、個人の資産とかも調査ができない状況でした。

それと先ほど、私、申し上げたとおり、個人への責任を追及するということで、今回提訴するものでございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 その先は、なかなかお答えできないと思いますので、これはそれで良いんですけれども、本来ならちゃんとしてほしい工事の分もお願いできたら良いかと思うんですけれども、なかなかそういうのも難しいですね。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 裁判の中では、今の損害に対してしか訴訟は起こせないんですけれども、今回の裁判を通じて、そういうふうに本人に話はしていきたいとは考えております。

道工委員長 他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 もう1点だけ確認させていただきたいのですが、この土地に関しては、ここは

鴻巣台というんですかね、ここ全体を造成した業者さんの団地ということになるのでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 造成した業者があつて、それぞれ宅地とかで分筆、それで道路分筆して、それぞれの、例えば道路でしたら町、宅地は個人、それで今回の訴えている箇所につきましても、法人がお持ちの土地になりまして、その開発業者はもう売ってしまっているような状況になります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 造成後にこの土地を買われたということですよ。その当時、のり面の仕上げはこれで良かったということになるのでしょうか。その当時の、何も押さえものをせずに、もうこれで地肌が見えているような格好だと、何十年とそのままになっていると思うんですが、その当時はそれで許認可が下りたということで理解したらいいのでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） その当時は、これで許認可が下りているのと、あそここののり面というのが、岩盤の地山にコンクリートを吹き付けやっておりますが、ちょっと白黒の写真ではちょっと分かりにくいんですけども、そのコンクリートがやはり経年劣化によって剥離してきて、道路のほうに落ちたりとかしている状況になります。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第66号 訴えの提起について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

道工委員長 満場一致であります。

よって議案第66号は、本委員会において可決されました。

議案第68号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に関する協議についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

それでは、この件についての質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 よろしいですか。ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第68号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に関する協議についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって議案第68号は、本委員会において可決されました。

議案第70号 岬町空家等対策協議会条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

それでは、質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第70号 岬町空家等対策協議会条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

道工委員長 満場一致であります。

よって議案第70号は、本委員会において可決されました。

それでは続いて、決算認定に行かせていただきます。

認定第1号 令和5年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、歳入について補足説明があるとのことですので、説明を受け、それ以外のことについては理事者の説明を省略したいと思います。また歳入・歳出それぞれ分けて審査したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

道工委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず歳入に関して、担当課の補足説明を求めます。

竹田課長。

竹田産業観光促進課長 委員会資料15ページをご覧ください。

款22諸収入、項3雑入、目1雑入、節1雑入、産業観光促進課の項目の中の訴訟費用額確定金について補足説明をさせていただきます。

本項目につきましては、本町が裁判で勝訴した訴訟について、裁判所において確定した訴訟費用額を相手方に請求しましたが、支払いが行われなかったため、収入未済額として計上しているものです。

訴訟費用額確定金につきましては、事業・厚生・総務文教の各委員会の一般会計決算歳入資料にそれぞれ計上しており、全て同一人物に対する債権となり、10件分、合計で9万8,761円となります。現時点で相手側から納付は行われておらず、督促状の送付を行っています。

道工委員長 ありがとうございます。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の9ページから16ページをご覧ください。

この中での質疑等ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけ確認させていただきたいですが、委員会資料13ページの18財産収入、財産貸付収入の750万4,500円、これは何の収入になるのか、教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 みさき公園駅前のコンビニエンスストア用地の使用料となっております。

道工委員長 他にございませんか。

坂原委員。

坂原委員 15ページの土木下水道課弁償金とあるんですが、この内容について詳細を教えてください。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 弁償金の内容ですが、こちらにつきましては、令和2年におきました自動車の物損事故により、ガードレール及び擁壁を破損した際の費用になります。

それでこちらのほうは、令和2年に事故を起こして、それから請求していたんですけれども、その債権者のほうが生活困窮状態にあることが判明しておりまして、もともと分割で支払いしていただいていたんですけれども、令和2年12月から令和3年6月分までは支払っていただけたんですけれども、その後支払いが行われておりませんで、それで生活困窮状態であることも判明しておりまして、それで現在、岬町債権管理条例に基づいて、徴収停止中のものがございます。

道工委員長 他にございませんか。出口副委員長。

出口副委員長 9ページの節23の2の住宅使用料でございます。町営住宅使用料で4,382万2,400円であって、未収額が、収入未済額が15万4,350円と、滞納分ですね、これも120万9,770円あって、収入済額が46万9,000円と、収入未済額が74万770円ございますけれども、これの特に滞納の分は、もう多分、古くから滞納が残っているのではないかと私は考えますけれども、

その辺はどうなっておりますか。お答え願います。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 住宅使用料の収入未済額15万4,350円につきましては、1名の方が分納誓約書、分割してお支払いしていただくお約束の下、現在も分割してお支払いいただいています。残る1名の方は協議をしておりますけれども、今年度中の全額回収を目指して、指導をしております。

滞納繰越分の74万770円につきましては、全て分割してお支払いしていただく約束ができておりまして、現在も履行しております。過去から残っている、いわゆる不良債権に関しては、過去にかなり整理をしております、債権を放棄するなり、全て整理をしております。なので、全額分割して一部ずつ、少しずつお支払いしていただいているという状況になっております。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 ありがとうございます。その中で、74万770円の収入未済額で、これは大体、月1万円ぐらいの分納でされているのか、何件残っているのか、その辺を教えてください。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 分割状況につきましては、月3,000円の方もいらっしゃいますし、月1万円の方、後は月5,000円と、それぐらいのペースでお支払いしていただいているという状況でございます。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 ということは、件数にすると大分ございますね。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 件数でいきますと、この74万770円の収入未済額に関しては、収入未済4名の方、4の方が納付交渉中ということになっております。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは続いて、一般会計歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください

さい。よろしいですか。

まず総務費に入ります。決算書92ページから95ページ、目10デジタル田園都市国家構想交付金事業費のうち、節12委託料で、建築課及び土木下水道課に係るものをご覧ください。

質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 決算書の95ページの上三つ、建築課の分ですね。総合型GIS導入業務委託、その下二つ委託料、三つありますが、もう少し説明をいただきたいのですが、どういうものなのか。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 まず、GISというシステムが、ジオグラフィック・インフォメーション・システムといいまして、地理情報システムの略でございます。電子地図の上に情報を重ねて、編集・検索・分析・管理を行えるシステムです。

我々行政が扱う情報の8割以上が、地図に基づく、地図にひも付くものとされておりまして、複数部署が横断的に地図データを利用できる統合型GISシステムを構築いたしました。これにより事務の効率化を目指しております。

また、インターネットで一般公開を行う公開型GISシステムも導入し、住民サービスの向上を図っております。現在、みさきデジタルマップという情報をホームページから公開しておりまして、我々建築課では、不動産取引であるとか建築確認申請による用途地域の問合せ等の事務を行っておりますけれども、前年度と比較しても減少が見受けられているという状況になっております。

道工委員長 よろしいですか。奥野委員。

奥野委員 令和5年度でこれを導入することによって、かなり業務がスムーズにいくというか、早くなったと担当のほうでも思っておられるのかどうか、その辺だけお願いします。

藤井建築課長 はい、実感しております。

道工委員長 よろしいですか。他に。坂原委員。

坂原委員 同じページの土木下水道課分で、道路台帳電子化業務委託料、法定外公共物台帳電子化業務委託料、ちょっと高額ですけども、内容について教えてください。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） まず道路台帳電子化業務委託料ですが、土木課では、

町道の台帳を備え付けておりますが、それが紙のベースのもので、もともと原図という図面を青焼きとかやっているもので、修正等があればその原図を修正してやっていたんですけれども、もうなかなかそういう原図を修正するような職人もいないような状況になっておりまして、電子化が急がれておりました。

今回、道路台帳を全て電子データに下したものと、あともう一つ道路台帳というのは、道路が新しくできたりとか拡張したりしたら更新しないといけないんですけれども、それが平成24年までしかできておりませんでしたので、平成25年以降の新たな道路であるとか、拡張をやった箇所の更新、それが大体6.9キロ更新しております。

続きまして法定外公共物台帳電子化業務委託料ですが、こちらも里道・水路の譲与を国から受けているんですけれども、こちらも台帳が紙のものしかございませんでしたので、新たに電子化して、ずっとこれからも永年的に保存できるような状況にしたものでございます。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 道路の情報を電子化したということですからけれども、これでもう全て、町内の道路の情報は電子化されたということで良いんですか。良いんですね。

道工委員長 よろしいですか。

坂原委員 道路はこれからは情報が変わってくると思うんですけれども、その変わってくるたびにまた更新するんですけれども、それはまた委託せなあかんわけやね。ここでできないわけやね。

道工委員長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 ないようですので、これで総務費の質疑を終わります。

次に、衛生費に入ります。

決算書148ページから149ページ、項1保健衛生費、目3環境衛生費のうち節18負担金補助及び交付金（土木下水道課）に係るものをご覧ください。

質疑ございませんか。竹原委員。

竹原委員 土木下水道課のところの一つ、合併処理浄化槽設置補助金について、内容はどのようなものだったのか教えてください。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 合併浄化槽の申込みが1件ありまして、国と府と町で3分の1ずつの補助を行っております。ですので、申込件数は1件になります。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 3分の1ずつということで、これは町でどこかに作ったということなのでしょうか。どこの施設だったのかお願いします。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 この合併浄化槽は民間で自分のところにつけるものの補助になりますので、町でつける合併浄化槽ではなく、個人でつけるものの、あくまで補助のお金になります。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 国と府と町で3分の1ずつと聞いたので、個人のところだったら、ごめんなさいね、ちょっと考えがまとまらないのですけれども、個人の負担というのはどれぐらいの割合になっているのでしょうか、お願いします。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 個人の負担というのが、大きさ等にもよるんですけれども、一般的には数十万円から数百万円かかるものがありまして、そのうち国と府と町とで分担して、補助を行っているということになります。

道工委員長 対象外の経費もあるということですよ。今、聞いてはるのは、3分の1ずつ3か所だったら、本人はゼロと違うかと言っているわけです。そういう意味で捉えて、答えてあげてください。

池上課長。

池上下水道課長 合併浄化槽を個人で変える金額、数十万円、数百万円かかるうちの30万円程度を補助しています。その内訳が、国と府と町でという内容になりますので、個人の持ち出しは結構あることになります。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 委員長。都市整備部長の奥です。竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。今回33万2,000円というのは、5人槽の浄化槽が1件ありました。それに対して、国・府・岬町で3分の1を補助します。浄化槽の設置費用は約80万円から90万円です。そのうちの3分の1を限度に、金額が決まっております、その分が33万2,000円ということです。個人の方々は約60万円の支

出となります。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど。そうしたらこの33万2,000円のうちの、歳入のほうで国と府とで3分の1ずつ入っていて、町は残りの3分の1を出して、ということですね。それで1件ということで、はい、承知しました。ありがとうございます。

道工委員長 他に。松尾委員。

松尾委員 その件についてもうちょっとお伺いさせていただきたいのですけれども、予算額が190万円ぐらい取られていたと思うのですけれども、過去にそれぐらいの応募件数があつたからちょっと多めに取られていたのか、何か言われていたところというか、雰囲気で大体分かるところが件数がなかったというのか、190万円のうちの33万2,000円ですから、大分差があるなと思って見ているのですけれども、何か要因があればお聞かせください。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 おっしゃるとおり、1年間で5人槽を2基、7人槽を3基の5基を想定して予算を組んでおります。それで今回たまたま1件しか申込みがなかったのも、結果的にこういう結果になっております。

道工委員長 他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 同じところですが、町としてはこの合併処理浄化槽設置というのは、積極的に推奨しているのでしょうか。というのは、これの周知はどうしているのかと思うのですよね。何件分か予算を確保しているんだけれども、結果的に1件しかなかったということですが、町として積極的に進めていくのであれば、もっと周知をやっていったらどうかと思うのですが。その辺のところはいかがでしょうか。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 町としましても、補助金を活用いただけるこういう制度がありますので、また周知のほう、引き続き行っていきたいと考えております。

道工委員長 部長いいですか。何か補足があつたら。

よろしいですか。池上課長。

池上下水道課長 度々すみません、広報は行っております。また引き続き行っていく予定をしております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 その周知というのは、どんな方法でやっているのかと思うんですが、どういふふうにやっていますか。

道工委員長 奥田理事。

奥田下水道事業理事 ５月号の岬だよりのほうに掲載させていただいております。

道工委員長 よろしいですか。岬だよりのほうで周知をやっているということで、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 ないようですので、これで衛生費の質疑を終わらせていただきます。

続いて、農林水産業費に入ります。決算書１６０ページから１６９ページをご覧ください。

質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 何点かお聞きしたいのですけれども、決算書の１６５ページの一番上のところの、農産物特産品化支援事業補助金８８万７０１円。これ令和５年度ということで、ここ数年補助金を出していろいろと商品化というか、返礼品的に考えていただこうということになっていると思いますが、その返礼品としても商品化になっているようなものができたのかどうか、いかがでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 この農産物の特産品化の補助金によりまして、ふるさと納税の謝礼品になったもの、道の駅で販売したりしたものでいきますと水ナスでありますとか、あと野菜類、こういったものについては、町外の直売所で販売したり、道の駅「みさき」で販売したりというような形になっております。

あとブルーベリーのファームにも支援しておりまして、ブルーベリーファームのほうでは、いろんなブルーベリーの商品を町外に販売したりもしていますので、そういったところに使われている形になります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 ふるさと納税の返礼品として、いろいろと野菜であるとかブルーベリーを扱っていただくようになっているような説明をいただきましたが、よってっての何か野菜セットみたいなものがたしかあったように思いますが、そういうものが返礼品として取り扱われているのかどうか、担当課が違うかもしれませんけれども、

その辺いかがでしょうか。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画地方創生担当課長 農産物の補助金を活用したものについて、まだ返礼品としては取り扱われてるものはないんですけれども、ブルーベリーについては、ブルーベリー狩り体験として取扱いは行っております。農産物については、まだふるさと納税の返礼品としての取扱いまでにいたっておりません。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 ふるさと納税の納税額をどんどん上げていくことが、本会計にもありがたい話になってくるので、いろんな視察に行かせていただいたら、特産品でかなり、20億円、30億円というような数字がどんどん上がって、それで会計が補われているというようなところが全国でかなりあると思います。

ですから、これは上限が20万円でしたかね、1件当たりだったと思いますし、しっかり岬の特産品をつくっていただくような、個人から申請を受けずに、逆に行政のほうからこれつくってみたらどうかとかいう提案も、いろいろとしていただくような方向でしていただいたらいかがかなと思いますが、答弁できますか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 この特産品の補助金なんですけれども、例年5月頃に周知のほう、5月6月ぐらいの時期なんですけれども、周知のほうをさせていただいておりまして、これは各戸配布とかそういう形になるんですけれども、こちらのほうで結構近年、認知度も上がってきましたので、申込みのほうといいますか、申請していただける方も増えてきております。

実際作る野菜については、申請のときにその申請者の方がこういう野菜を作りたいというような形でお話がある場合が大半ですので、町からこれ作ってくださいというようなことは、今年についてはございませんでした。

道工委員長 岡田課長も手を挙げていただいていますので、どうぞ。

岡田企画地方創生担当課長 補助金を使って野菜とかをいろいろ作ってもらっているところなんですけれども、なかなか1か所で、一つのもので返礼品にするというのはなかなか難しいので、道の駅に出荷されていると聞いていますので、道の駅で野菜の詰め合わせとして返礼品にできないかというのは、駅長と検討をさせてもらっているところです。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 これはもう要望になりますけれども、こういう特産品化することによって、ふるさと納税も金額が上がってくることになってきますので、しっかりとまだまだこれから取り組んでいただきたいと要望いたします。

続いて、後の質問をしたいんですが、同じ165ページの12委託料で、ため池ハザードマップ委託料が上がっていますが、これはどこの池のハザードマップだったのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらにつきましては、深日のみろく下池のハザードマップとなっております。

道工委員長 よろしいですか。奥野委員。

奥野委員 そうしたらもう1点、ページ変わりますが、169ページの一番上のところの、森林区分調査業務委託料275万円、この委託料、もう少し説明をお願いいたします。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらの森林区分調査の委託料でございますが、こちら森林環境譲与税を活用して実施しているものでございまして、実際に町内の森林の状況を調べまして、その上でどういう形で町内の森林を整備していくかという、取組の方針を取りまとめた計画になっておりまして、こちらのほうを使いまして、私どもとしては今後、森林の取組を進めていきたいと考えております。

道工委員長 よろしいですか。奥野委員。

奥野委員 今、説明いただく中では、森林環境税を使つての計画をつくってもらったという説明でございます。今後、森林の伐採、伐採というか間伐だとか、それを順番にやっていこうということになるかと思いますが、その辺の計画もつくつていただいているということになるのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらの計画では、先ほど申し上げたように、町内の森林の状況を調査して、こういったところについてはその手当ができるなというのを、一定出しております。

そういった中では、例えば府道沿いの山林、これ多奈川のほうとかにもあるん

ですけれども、例えば東畑とか、こういったところの山林とか、あと淡輪のほうの山林とか、こういうところの山林について一定の手だてができるのではないかなというように、計画のほうは立てております。

またこれ以外にも、実際にどういった形でその森林の整備を進めていくかにつきましては、町の森林関係者で組織されます岬町林業活性化地区推進協議会という団体さんもございますので、こういったところでもご意見を聞きながら、方向性を決めていきたいと思っております。

道工委員長 よろしいですか。奥野委員。

奥野委員 もう1点お聞きしますが、町内にはいろんな植林地があるかと思いますが、当然、国有林、府有林というか府工造林、個人の山林なんかも植樹されているところもあると思うんですが、それは区別していろいろ調査をされているということなんじゃないかな。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 一定、森林ごとにいろいろ調べて調査のほうはやっておりますので、それらの状況に応じた形で対応を考えていくという形になっていますけれども、岬町の状況としては、実際に林業をやっている森林というのはほとんどなくて、どうやって維持管理をしていくかというところがメインになっているという状況です。

道工委員長 よろしいですか。奥野委員。

奥野委員 個人で植林しているところなんかはなかなか手入れができていないという現状だと思いますが、今回こういう森林環境譲与税ができたことによって、今まで放ったらかしであった植林を整備していくというのは、結構、町内の業者さんにとっても良いことだと思いますし、担当のほうではいろいろ、森林だけに関わっていただけなくて、ほかの業務も多々あるかと思いますが、町内の森林を育成するためにも、どんどん進めていただきたいという要望をしておきます。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 同じところですけどもね。この森林区分調査業務委託料275万円、これは単発ですか。

あともう一つ、林業従事者は岬町ゼロか1だったと思うんですけども、やり方はどういうやり方をやっているか、その3点を伺いたい。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらについては、今、間伐というお話があったかと思うんですけれども、今回計画をつくって単発という形になります。それでこの計画に基づいて、今後たしか5年間だったと思いますけれども、進めていく形になります。

林業従事者は、たしかいなかったと思うんですけれども、ちょっと正確な数字はまたお調べさせていただきますが、たしか今なかったと思います。

道工委員長 吉田理事。

吉田市整備部理事 今、森林環境譲与税を活用し令和5年度に策定した森林整備方針内容について、単年度であるかというところと、奥野委員からもどうい内容の調査を行ったかというところのお話もありましたので、少し補足させていただきます。山林には自然林と植林された人工林がございまして、本町は、皆さんご存じのとおり、山林面積が7割、8割ぐらゐを占めているというような状況の中で、区分分けを行いながら、自然林において重要視しているのは山地災害です。

山地災害ですけれども、特には住宅地とか道路沿いに迫ってきている山林について、危険度の割合等を調査しまして、どういった順番でどこが一番危なくてというふうに順序立てて整備していこうというような方針を立てております。

それで植林された人工林は、新保副理事も申し上げましたとおり、町内の植林の関係者に、寄っていただいて、意見をお聞きしたり、またタウンミーティングでも間伐の要望とかもいただいておりますので、一度にはできませんので、優先順位をつけながらやっていきたいと思っています。

それでもう一つは、デジタル田園都市の交付金を活用した道路台帳や、統合型GISの地図情報システムの説明がありましたが、我々、産業観光促進担当のほうでは、森林地域の境界、自分の山がどの辺りにあるのかとかということが分かるようなものを、デジタル化していきたいという考えを持っていまして、それら含めて森林環境譲与税の年間入ってくる額というのが大体決まっていますし、それを恒久的に譲与していただけるという状況になっていますので、それとそれぞれの費用を算出して計画を立てていきたいと思っているのが、今6年度の状況になります。

5年度はそういった基になる根拠となるような整備方針というのを立てさせていただいたというところでご認識いただきたいなと思っています。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 よく分かりました。ありがとうございます。

森林だけだったら航空写真で識別できるんじゃないかなと思っていました。地質的なものも調査するし、もう一つ最後に地籍調査も聞こうと思っていたんですけども、GISにも連動させるというお考えもあるという、区分ですね。そういう区分とか地質とか、いろんなものをGISに載せることが可能で、そういうことも一応、念頭にはあると分かりまして、ありがとうございました。

道工委員長 吉田理事。

吉田市整備部理事 今の質問にお答えさせていただきますけれども、まだ具体的にGISの統合型システムに載せるまでは決まっておりませんので、まずは基礎データとしてデジタル化していくということについて情報収集をしているところでございますので、具体的な内容は追ってまたご説明をさせていただけたらと思います。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 だから森林に人が入って行って調査をしてということですか、実際は。中に入っている調査をしているか。

道工委員長 現地に入っているかということです。吉田理事。

吉田市整備部理事 整備方針を策定した令和5年度の話で調査に入ったかというところですかね。そういうところでよろしいんですかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらにつきましては、机上の調査がメインですけれども、現場のほうも確認しておるというのは聞いております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 同じ件ですけれども、この森林環境譲与税を使って、例えば道の駅の池の整備とかも入っていて、それで活用の部分では、そういった形で整備をされていくというのが一番望ましいのかなとは思いますが、その以前に、先ほども言われているように、個人の所有の山とか山林の部分で、例えば道路に木が倒れそうとか、枝がはみ出しているとか、そういったところの管理のお話の個人の要望というのがすごく多いんですよね。

それで何度か折衝させてもらったことはあるんですけども、やはりその活用ってなるとなかなか、その林業が今、岬町にはゼロ件である中で、活用というの

がなかなか進まないというのも要因に思いますし、その前の管理が今後、例えば個人所有の山林であれば、多分その個人も、もう自分のところで管理はできないというふうになっているのがほとんどだと思うんですが、今後、そういった管理において多分やっていかれるその計画が立てられているのかなというのを、お聞かせいただきたいなと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 長期的には、今お話ありましたように、個人所有の山についてもなかなか今後手が入ってこないと、そういうお話が出てきたときにそこをどうするかという問題、大きな問題になってくると思うんですけども、そのためにも先ほど吉田理事のほうから説明がありましたけれども、まずはその森林の境界といいですか、所有者の状況というのを洗い出しを行って、その状況を踏まえて、またそういった部分についても検討できればなというふうに考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 個人所有であれば、相手あってのお話になってなかなか難航するかとは思いますが、ぜひ進めていっていただければと思います。

私からは違うところで何点かありますので、順番に質問させてください。

165 ページですが、農業総務費の中の最後のほう、農作物特産品化支援事業補助金の、本来なら、予算であればその次に項目があって、新規就農者育成総合対策事業補助金というのがたしか150万円ぐらいついていたと思うんですけども、これは結局応募がなかったということによろしいですか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらのほうは、予算要求させていただいたときなんですけど、実際新規で就農されるということでおっしゃられていたんですけども、実は実際に就農する段になりまして、ちょっとなかなか農業に携わることが難しいというお話がございまして、携わることが断念されたという事情がございましたので、こちらの補助金自体も未執行という形になっておるのが現状でございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 町にとっては残念なお話であるんですけども、町としては農業公園の計画も立てている中、今後は民間とか住民の方にできるだけ農業を活性していく、もしくはその延長でどんどんやっていただきたいという方向で、底上げというか、農

業の底上げをしていかないといけないことになってこようかと思うので、ぜひこれも今後できるだけ多くの方が活用いただけるよう、予算化をやっていただけたらなとこのように思います。この件は以上で結構です。

同じページで、多分予算が執行されていないのではないかとこのところがありまして、有害鳥獣の処分手数料というのが4万6,000円ついていたのがないということなのですね。これも結局よそに行かれたのかと。詳細をお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 今回の部分というのは、アライグマの処分のお金になっていると思うんですけども、アライグマの処分につきましては、近年、町職員のほうで対応しておりまして、以前やっておったような、大阪府の機関への持込みというのは少なくなっておりますので、未執行になっているということです。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。結構です。

次、167ページですけれども、林業・水産業総務費の中の節18負担金、補助金及び交付金の中にあります、大阪府漁港漁場協会負担金というのがありまして、予算額は13万円ほどつけていたのですけれども、執行が2万5,000円になっているということですが、これは協会への負担金なので、大体金額のめどがついていたのかと思うんですが、減額というか、かなり低い執行額になっているんですが、その要因を教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 令和5年度は全国漁港漁場大会を欠席となりましたので、参加負担金の10万5,000円が未執行となりました。

道工委員長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 分かりました。ちなみに欠席した理由というのは何でしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 恐らく日程の関係だと思うんですけども、ちょっとこちら、昨年欠席したということで、未執行ということでご理解いただければと存じます。

道工委員長 他にございませんか。大里委員。

大里委員 165ページの18負担金の有害鳥獣駆除事業補助金のところですけども、70万円予算がついていて、70万円全部執行されております。これどういふ

うに使われたのかと、あとこれで予算が足りているのか、教えてくださいませんか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 補助金の70万円の使途につきましては、各地区助成金として4地区5万円の合計20万円、免許更新代として17名分で28万9,000円、傷害保険料として3万2,900円、有害鳥獣対策費としてアライグマのおりなど15万9,520円、事務費として1万8,581円が内訳となっております。

費用が足りているかというお話なんですけれども、先日の協議会で委員の皆様からのご意見がありまして、鹿対策が必要ということで、鹿のくくりわなを購入するために、各地区への助成金を10万円減額してそこから10万円を捻出し、鹿のくくりわなを購入することとなっております。

道工委員長 大里委員。

大里委員 やはり今、有害鳥獣、イノシシなんかも全国的に問題になっておりますし、鹿の問題もあるので、ぜひまた今後検討していただいて、増額の要望もまた出していただきたいと思います。

続いて良いですか。先ほどの169ページの、皆さん質問した森林区分のところなんですけれども、先ほど吉田理事からありましたように、自然林、山地災害ということでおっしゃっていたんですけれども、有効活用をしているところもあるんですけれども、炭焼き等で有効活用をするのに、ばっさり山一面を削っている地区もあるんです。そのようなところの対策というのは考えておられるでしょうか。

道工委員長 決算に関わることで、できたらお願いしたいと思います。

予算のときにしていただく質問と、決算のときはちょっと違うと思うので、決算の数字をにらんでできるだけやっていたかかないと、多分、担当者も資料的なこととか、持ち合わせがないと思いますので。

道工委員長 大里委員。

大里委員 はい、また次、予算のときに言わせてもらいます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほどアライグマの処分手数料のことをお伺いしたんですけれども、今回予算額を執行されなかったのは、職員さんがやられているからということなんです、たしかそれ、2年ほど前から聞いていたんですけれども、今後も職員さんがやら

れるのであれば、多分予算というのが使われなくなるのかと思うんですが、今後はなくなってしまいうんでしょうか、予算として。つけなくなってくるのかお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 アライグマの処分につきましては、炭酸ガスを用いて、今現在は基本的に職員で対応しているというのが現状なんですけれども、こちらのほう、予備的な部分も含めて、持込みということでこれまでも予算要求しておりますので、引き続き予算要求はしていこうかなというのは、担当課としての考えであります。

道工委員長 他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 167ページの12委託料、近畿自然歩道清掃委託料とあります。これは何社で行ったのか、何回行ったのか、発注先はどこか、お聞かせ願いたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらの近畿自然歩道の委託料ですけれども、1社で実施しまして、委託先につきましては、岬町シルバー人材センターになっております。

こちらの清掃箇所につきましては、町内の近畿自然歩道ということで、孝子地区から多奈川の横手、あと横手から和歌山県境、こういった部分の清掃を行ったという内容になっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。

もう1点、169ページ、先ほどからの森林区分調査ですね。そもそもなんです、この森林区分調査業務という、これの目的を教えてください。目的と発注先を教えてください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 今回のこの業務の目的なんですけれども、町として、町内にある森林をどういった形で今後整備していくといえますか、そういったところの方向性を決めるもの、こういったものを定めるために、こちらの方針を立てておるところでございます。したがって、今後こちらに沿って、いろんな取組を進めていければと考えております。

発注先につきましては、パスコというコンサル業者になっております。

道工委員長 ちょっと聞こえにくかったね、今。もう一度はっきり言ったってください。

新保都市整備部副理事 発注先につきましては、株式会社パスコというコンサルティング会社になります。

道工委員長 よろしいですか、坂原委員。

坂原委員 整備というか、目的は管理するためということですかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 そういう管理といいますか、管理でありますとか整備とか、どういう形で町が取組を進めていくかということになります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 先ほど吉田理事からもありましたけれども、岬町は町内の70%か80%森林になるということですが、そのうちのこの森林区分調査というのは何%やったんですか。全体やったんですか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらにつきましては、町内全体の森林についてお調べした形になっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 その調査した結果、何か方針といいますか、決まったことがあるんですかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 例えばですけれども、自然林の部分につきましては、防災の観点で期限木の伐採とか、そういったところを検討していく必要があるということで、多奈川の東畑のほうでありますとか、そういったところについては、その計画の中で進めていく必要があるということで位置づけております。

そういったことを、こちらの計画ではお示ししているところでございます。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 今回この森林について、調査とか入るのは初めてのことだと思うんですが、岬町にとっては面積のうちの7割、8割を占める森林ですから、そういう意味でこの森林をもっと生かせば、何か活路が見いだせるのではないかという可能性も秘めているわけですよ。そういう意味で、この調査をする、今まではっきりしていなかったところを詳しく見てやっていくというようなことで、非常に良いかなと思うんですよ。

なので、今回はこの整備とか管理のための調査だったということですが、これも産業振興に生かしていけるように、ぜひつなげていってもらったら良いなと思うんですね。言うても町の7割、8割あるんだから、そういう視点も持って、今後も進めてもらえたらと思いますので、よろしくお願いします。

道工委員長 他に。竹原委員。

竹原委員 先ほどの坂原委員と同じように、私からも森林の活用というのを要望させていただきたいと思います。

この計画というのは、原課で持たれているだけだったのか、広く公開されているのか、どちらでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらにつきましては、ちょっとまだ公表できておりませんでして、担当課で持っておる状況というところであります。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 山の話で、私も一部ですが、ちょっと管理を任されているところがあったりとか、それも有効活用していきたいなと思うところもありますので、また担当と相談しながら、進めさせていただきたいと思います。

道工委員長 他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 165ページで、先ほど新保副理事から答弁いただいたところで、もう一度確認したいんですが、ため池ハザードマップ作成のところの答弁で深日のみろく下池のハザードマップという答弁をいただいたと思うんですが、以前、蛸池のハザードマップを見たことがあるんですが、そのみろく下池のハザードマップももうできているのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 みろく下池については、令和5年度に作成いたしましたので、完成しております。

奥野委員 わかりました。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 はい。それで蛸池についても以前に作りましたので、そちらも完成しておるといような状況になっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 この池は、深日の南池土地改良区の管理のところで、また参考の一部そのマップをいただけたらと思いますので、お願いします。

それともう1点、これは164ページで、林業水産業という項目があるんですが、決算の数字は出ていないんですが、淡輪、深日で今、陸上の魚を養殖されている陸水さんがどんどんと拡大していただいていると思いますけれども、その辺の町からの補助なり、そういうものはされていないのかどうかだけ確認させてください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 町から陸水さんへの補助金というのは、支出はございません。ただお金以外の部分で、いろんな取組で連携したりということはあるんですけれども、補助金等はちょっと支出していないというところです。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 町からは出ていないけれども、ほかからは出ているという答弁と理解でよろしいのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 すみません、町からは出ていないんですけれども、どこから。ちょっとほかの部分については、私らも存じていない状況です。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 決算の数字的なことはないんですけれども、今後、どんどん拡大していただいたら、それこそふるさと納税につながってくると思いますし、その辺も町もしっかり手助けいただけたらと思いますので、お願いしておきます。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 それでは、これで農林水産業費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

決算書168ページから173ページをご覧ください。ただし、172ページから173ページの目3商工振興費のうち総務課所管分は除きます。

質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 169ページの商工総務費の中の節3職員手当等で、一般職超過勤務手当が予

算額よりも結構上がっているというところですけども、その要因を教えてください。

道工委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事（人事担当） 商工総務費全体のお給料部分とかを見ていただくと、給与費の減はあるんですけども、人員の配置に関しましては、若干人事異動がありました。

それで人数的には6名ということで、4年度と5年度の職員の人数は変わっていないんですけども、職員のほうで異動がありましたので、その部分に関して若干慣れてない部分もあったのかなと思うんですけども、その部分でも若干、超過勤務時間は増えたのではないかと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 人数的には6名で変化なしで、内訳として、その上がった要因の内訳としては、異動で慣れの部分が要因ではないかということです。次年度はこういうことがない方向でよろしいですかね。そういうふうに考えていけばよろしいですか。

道工委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事（人事担当） 超過勤務に関しましては、令和6年度もいろいろな業務を職員がしているわけですけども、若干業務内容とか、新しい業務とか、その年度によって超過勤務時間は若干の変動はあるのかなと思うんですけども、ただもう一つ、令和6年4月も人事異動しておりますので、その辺で若干どうなるのかなという部分はございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 私たちは、こういう数値でしか判断というか、数字を見て何かあったのかなと思うわけですね。そこで、例えば異動の慣れの部分で、ちょっと慣れていないからということであれば、単純に考えればそれがだんだん理由が解消されて、その超過勤務というのもなくなっていくのかなという想像がつくわけなんですけれども、先ほど年度によってその理由が変わってきて、若干増えたり減ったりするというのは、もちろんこれは分かるんですけども、その理由を的確に教えていただきたいなというのがあるんですね、根本的に。

そこでもし、その理由がちょっと考えないといけないなという理由であれば、我々が提言していくという、我々サイドからすると、議員というのはそういうも

のだと私は認識していて、提言していくという思いでいるんですけれども。

今後は、今の理由であればなくなっていくということで、特にその勤務形態で何か業務が増えて、しんどくなってきたというわけではないということを、もう一度お聞きします。

道工委員長 廣田理事分かりますか、質問の中身。

廣田まちづくり戦略室理事（人事担当） もう一度おっしゃっていただければありがたいです。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 いろいろ教えていただきましたけれども、今その慣れの部分だけで、特に業務で何か、たくさん業務量が増えてしんどくなっているとか、何か問題があって超過勤務が増えているというわけではないということですね。

道工委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事（人事担当） 超過勤務に関しては、所属長のほうで毎月、毎日許可を得て、事前申請ということで、超過勤務を許可している状況なんですけれども、実際の令和5年度の業務の細かい中身と、令和4年度の各職員の細かい業務の中身に関しましては、すみません、私も明確に把握しているわけではございませんので、業務内容がどう変わったかという、細かいその業務内容の変化とか、実際のやった業務に関しては、今お答えできる資料の手元にはございません。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 令和5年度なんですけれども、私、所属長として、課のほうをちょっと見ておったんですけれども、令和5年度につきましては、例えばなんですけれども、コロナも明けまして、新たにそのイベントのほうが開かれてきたということで、昨年ビーチバレーの大会とかも開催されておりました。

それでこの商工費の人件費に入っておる職員というのは、観光関係の職員もおりますので、そういったところで新たなイベントへの準備、こういったところで超勤が増えたのかなというところは想定されます。

あと、先ほど廣田理事のほうからもご説明があったかと思うんですけれども、異動の関係とか、そういう慣れの部分もあったりして、多少のそういうずれというのは年度ごとにあるかと思えますけれども、今年度につきましては、令和5年度と同じような状況で、そこらいきなり業務が増えたとか、そういったところ

はありませんので、ここから大幅に増えるということはないのではないかなというふうに、担当としては考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 問題ないということであれば良いんですけども、そこが我々としては気になるところなんですよね。担当の部分がしんどくはないかというのがすごく気になる場所なので、業務が増えたのであれば人員配置等考えていただく必要がありますけれども、そうではないということで、一旦は安心しておきます。

この関係で、その超過勤務で残業される方というのが今回増えたわけですけども、たしかこの庁舎は5時半になったらエアコンが、残業される方がいないときは消されるというふうになっているのかなというのを聞いたことがあるんですね。ただ、職員さんがいらっしゃるのに、エアコンがついていないときがあつて、ちょっと大変じゃないかなと、この夏場に感じたときがあつたんですけども、その辺り気をつけていただければなと、このように思います。

道工委員長 西部長。

西総務部長 庁舎管理は、総務の所管になりますので、私のほうからご答弁させていただきます。

残業等で職員が残られるときは、所属長のほうから空調機の延長申請を出していただいております。それに基づいて総務のほうで空調の延長をさせていただいております。

もしそういう申請がなければ、我々のほうは通常どおりの時間で切らせていただいておりますので、その辺り、出ていたのか、出ていなかったのかちょっと分かりませんが、総務としては環境の良い中で仕事ができるように、配慮させていただいております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 直接決算に関わりがないことなので、これ以上は申し上げませんが、もしいらっしゃったら気をつけてエアコンのほうをつけていただきたいと思います。

道工委員長 他に。谷崎委員。

谷崎委員 171ページの委託料で、道の駅「みさき」情報提供施設等維持管理委託料1,170万円ですね、これは誰に、どういう業務内容なのかということをお願いします。

道工委員長 続いて地方債、竹田課長。

竹田産業観光促進課長 こちらは、国の情報提供施設の維持管理に係る委託料で、町が国から委託を受けて指定管理者のほうに委託をしています。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 国のお金ということですか。

道工委員長 続いて地方債、竹田課長。

竹田都市整備部産業観光促進課長 委員おっしゃるとおり、国から委託を受けたお金を、指定管理者のほうに支払っている形になります。

谷崎委員 指定管理者ですね、はい、分かりました。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 もう1点、173ページの負担金、補助金、交付金で、観光協会補助金179万2,000円いくら、これはどういう理由なんですか。

道工委員長 難しいな、どういう理由って言われたらね。もうちょっと谷崎委員、具体的に言うてやらんと今の質問では私も理解できへんわ。

谷崎委員 観光協会に対する補助金ということですか、単に。

道工委員長 そういうことやね。竹田課長。

竹田産業観光促進課長 観光協会に対する補助金でして、内容としましては、広報活動や観光協会主催のイベントの実施などに充当されているものです。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 私からは171ページ上のところで、商工総務費の中の節でいう18負担金、補助金及び交付金の、一番下、深日漁港フェスタ事業補助金ということで、60万円執行されております。

これは令和5年度の方で、令和6年度の方は、予算のときに同じ60万円、それでこの深日漁港フェスタも今年度も準備されていまして、町を挙げてのイベントというのか、岬町の中で一番大きなイベントではないかと私は感じています。

深日港フェスタは、本年度は残念ながら中止になりましたけれども、深日港フェスタと並んで、この深日漁港フェスタというのが、岬町の名物になる中、ずっと60万円のような気がするんです、ずっと。それで年々イベントが大きくなってきているような気がするんです。その中で、深日漁港フェスタを主催していたいているところからも、もっと増額してくれという声があるのではないかと思

うんですけれども、そういうのは聞かれていませんか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 深日漁港フェスタにつきましては、竹原委員からお話がありましたとおり、町内でも非常に大きなイベントの一つでございまして、毎回盛況な状況ということで、こちらの実行委員会でも、毎年その警備とか、そういったところに非常にお金がかかるということで、この補助金のほうをちょっと増額してほしいというようなお話は、担当レベルでは聞いたことはあります。

ただ町としても、財政状況が厳しい中で、なかなかちょっとそのことだけでは対応しづらいという部分もございまして、そういったところ、きちんと根拠立てて示していただきたいというお話はしたことはございまして、またそういった部分があれば、担当課のほうにご相談いただければと思うんですけれども、そういったお話があったというのはございます。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 本年度も、恐らくにぎやかなイベントになるだろうと期待しています。岬町の人だけではなくて、遠くは泉州一円、また和歌山市からも大変多くの人に来てくれて、またこの人たちに深日洲本ライナーの船を見てもらったり、そういう機会も増えてくるのかなと思いますので、できるだけ実行委員会の要望があるんですたら、添えるように要望をいたします。

道工委員長 まだありますか。できたらこの項目でもうお昼にしたいと思ってるけれども、まだ時間かかりますか。大里委員。

大里委員 171ページの委託料のところで、マスコットキャラクター委託料、これどのようなマスコットキャラクターを、どのような形でつくりはったのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 令和5年度は付箋とドライストレッチフーディー、ポロシャツのデザインをしましてポロシャツの制作を行いました。

道工委員長 大里委員。

大里委員 その付箋とか、今作られたのは、どのときに使うご予定の商品でしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 付箋につきましては販売もあるんですけれども、イベントとかそ

ういったところに行ったときに、岬の周知というのもありまして、そういう頒布のときにも使ったりというのがありますので、販売とその周知、両方に使っておるというようなところです。

道工委員長 大里委員。

大里委員 ありがとうございます。岬町の宣伝のためにどんどん使っていただければと思います。

もう一つ委託料、教えていただきたいのですけれども、その上にあるアオサ取り委託料って、これどのような委託料でしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらのアオサ取りなんですけれども、海水浴場の開設に当たりまして、淡輪の海水浴場の海の底を、底に毎年そういうアオサがたまっていますので、それをきれいに取って、海水浴場を開設できるようにやっておるという内容になっております。

道工委員長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 私も同じところなんですけれども、アオサ取りで、今はかなり多いという苦情がありまして、これは要望でしかないですけれども、しっかりやっていただきたいなというのを申し上げておきます。

マスコットキャラクターグッズの制作委託料につきましても、収入で売上げが立っていましたね、14万7,000円何がしというのがあったんですけれども、その制作費と売上げ、単純にこれはPRの部分があるのでなかなか言えないところがありますけれども、もう少し効果が見える形でぜひやっていただきたい、これも要望にとどめておきます。

お聞きしたいのは、同じページの観光費の中の節10需用費の印刷製本費のことについてなんですけれども、これは予算のときに私がたしかお聞きしまして、観光の公式ガイドブックだったのかな、あと、みなとオアシスのパンフレットということで言われた記憶があるんですけれども、これはもう執行されて現物があるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらのマップ等につきましては、完成しておりますので、またもし必要でしたらお配りさせていただくようにいたしますので、よろしくお願い

いたします。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。お願いしておきます。

その二つ下の修繕料というのがあるんですよね。これは予算よりも大分上がっているんですよね、33万円回りだったのが175万円となっていますが、その理由をお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちら増えた要因につきましては、昨年の末に道の駅「みさき」の空調のほうに故障いたしまして、そちらの修繕に費用がかかったということで増加しておるものでございます。

道工委員長 間もなくお昼になりますが、審査の都合上、この商工費だけ終わりたいと思いますので、若干延長させてください。

谷崎委員。端的にお願いします。

谷崎委員 171ページの海釣り公園道の駅管理委託料の支払い先と、173ページの海釣り公園整備事業補助金の拠出先を教えてください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 まず海釣り公園の管理委託料ですけれども、こちらは、大阪府から町がお支払いを受けて、それを指定管理者に再委託しているものになっております。なので、これの支払い先につきましては、小島フィッシングになります。

あと修繕料なんですけれども、こちらにつきましては、

道工委員長 修繕料は言っていないよ。補助金。173ページの真ん中辺り。

新保都市整備部副理事 大変失礼しました。海釣り公園整備事業補助金につきましては、それも小島フィッシングのほうに出してしまっていて、とっとパークのドーム施設のほうに雨漏りしましたので、その修繕に関する費用に充てております。

谷崎委員 補助金を修繕に充てているのか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 すみません、私の説明不足で申し訳ございません。

海釣り公園のドーム施設につきましては、指定管理者が整備した施設になっておりまして、そこが雨漏りしたということになりまして、その費用の一部を町が補助金として支出して、修繕費用に充てておる形になっております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 指定管理者が整備した施設に、補助金を出す必要あるのかな。171ページで400何十万円金が出ていて、さらに追銭する必要があるのですかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらにつきましては、昨年もご説明させていただいたと思うんですけども、当初、海釣り公園のそのドーム施設を整備する際に、指定管理者と町のほうで費用分担して整備した経緯というのもございますので、それと同様の形で、今回も町が補助金を支出して、指定管理者が修繕を行ったということになっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 1点だけ確認させていただきたいと思います。

決算書の171ページの一番上のところの、事業者支援金追加分とその下の事業者支援金、それぞれ2,000万円以上の、合計4,000万円以上の支援金になっておりますけれども、それぞれの1件当たり幾らの支援金であり、件数をそれぞれ教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 事業者支援金の1件当たりの金額は5万円です。第1次が421件、追加分として412件の支払いをしております。

道工委員長 これで、商工費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

13時から再開をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 0時03分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

道工委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、土木費に入ります。

決算書172ページから191ページをご覧ください。ただし、186ページから187ページ目3コミュニティバス運行費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 191ページ、最終ページですが、節18の負担金、補助及び交付金で、不良空家等除却補助金であります。これの件数を教えてほしいんですが。お願いします。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 不良空家家の件数ですね、少々お待ちください。15件執行しております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 町内に空き家が何軒かあって、それを全て判定した結果、不良、危険とか判定分けがあったと思うんですけども、その中で危険空き家といいますか、危険と判定されたその件数の中で言うと、あと何軒残っているかとか、その辺の資料はございますか。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 以前、平成28年に空き家の実態調査ということをして、A、B、C、Dと分けをして、Dが早急に対応しなければならないという判定結果になりました。そのうち1軒がたしか、まだ所有者さんのほうが解体されていないという状況ですが、これについては山の中のぽつんと一軒家という状況で、周りへの危害が特にないというところで、その他周りに被害が及ぶようなものに関しては、解消されているという状況でございます。

道工委員長 他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 決算書189ページの12委託料、新たなみさき公園整備・運営等に係るモニタリング支援業務委託料512万5,000円でございます。

これは4年度からずっとモニタリングをやるということでやっていただいていると思いますけれども、私も、5年度はあまり進捗もないのにモニタリングをやる必要があったのかどうかというところがあるんですが、どういう内容で5年度やったのか、説明をお願いします。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 ただいまのご質問いただきましたモニタリング業務の件について、お答えいたします。

令和5年度につきましては、公園計画の変更等もございましたので、そういったところの部分についての意見をコンサルに聞いたりでありますとか、あとその他、業務を進める中で、様々な疑義が出てまいりますので、そういったところに

についても確認をしたというような内容になっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 このモニタリングの業務の委託というのが、どういう先生方というか、専門の方がやっているか分かりませんが、結構高額なんですよ。そういうものがどうしても必要なものなんでしょうか、これは。町として必要なのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 モニタリング業務の必要性ということで、こちらにつきましては予算要求のときにもご説明したことがあるかとは思いますが、ずっとコンサル事業者に対してこの業務を委託していくというわけではなく、町にその一定のノウハウが身につくといいますか、そういう部分を得られるまでの間、こういったモニタリングの業務をコンサル業者をお願いしたいというふうに考えておられて、町としてもノウハウがついてきましたら、こういった業務は一定やめて、町のほうで独自にできるように進めて行ければと考えております。

ただ、今の時点では必要性があるということで、予算のほうを要求させていただいているところです。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 175ページの12委託料の地籍調査業務委託298万1,000円、これだけのぐらいパーセントが進んでいるのかということと、この単年度の進捗率というか、どれが何%カバーできたとか、数字分かりますかね。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 5年度にやった場所は、補正予算でつけていただいた美崎苑連絡線の予定箇所の周辺の箇所になります。それで面積としましては、0.016キロ平米になっております。

それですみません、岬町全体の進捗率というのは出していないので、またご報告させていただきます。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 ありがとうございます。全国的に進んでいるところもあると聞くし、非常に遅れているところもあると聞きますので、よろしくお願いします。

道工委員長 大里委員。

大里委員 177ページの7番の報償費、開通記念品代とあるんですけども、予算では

なかったんですけれども、何か開通したところがあるんでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） こちらの開通式記念品代ですけれども、令和5年4月に、令和4年度に池谷向出連絡線の工事が3月末で完了しまして、令和5年4月に行った池谷向出連絡線の開通式典の記念品の費用になります。

道工委員長 大里委員。

大里委員 ありがとうございます。

それともう一つ、今度は185ページですけれども、上から2行目の負担金、補助及び交付金のところで、ブロック塀撤去改修補助金45万円、予算では150万円ついているんですけれども、危険な場所というのはもうこれ以上なかったということでしょうか。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 このブロック塀撤去補助金でございますけれども、民間の一般の住民様がお持ちのブロック塀、おうちのブロック塀のうち道に面している部分の撤去を自らされる場合に、町が補助金を出しているという状況でございます。

平成30年の大阪北部地震を契機といたしまして、ブロック塀でちょっと事故が起こるということがありまして、それ以降、補助金を執行しているもので、今年度については少し執行率が悪かったところではありますけれども、ある程度は解消されてきているのかなという状況でございます。

道工委員長 大里委員。

大里委員 ありがとうございます。

通学路等でもやはり危険な箇所があれば、他市でもプッシュ型でいっていると思うので、その辺もまたよろしくお願いします。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 私は177ページの道路橋梁費の中の道路橋梁総務費の一般職超過勤務手当、これについてもお聞きしたいんですが、やはり大分、予算よりも執行が増えておりますが、これの要因をお聞きかせください。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 超過勤務が増えた理由としましては、まず令和4年度末に退職者が出たことで、その分につきましては人員ですね、任期付の再任用職

員であるとか、あと正職員を9月では採用していただいたんですけれども、そういったことが一つの要因であるのと、今、育児休暇の者もいますので、その辺りで増えてるのかなというのが考えられます。

道工委員長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 これについては、人員不足かなというふうに思うんですが、今後、人が足りないのであれば十分な仕事が、その仕事量に応じた人員を確保していかないといけないと思うんですけれども、それについては今後いかがされるご予定でしょうか。

道工委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事（人事担当） 人員配置につきましては、全体的なバランスも見ながら、担当課の意見を聞いて適切に配置していきたいと思っております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 ぜひそのようにお願いしたいと思います。

道工委員長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 これで土木費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。

決算書228ページから231ページをご覧ください。ただし、230ページから231ページの項3民生施設災害復旧費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。よろしいですか。

奥野委員。

奥野委員 229ページの11工事請負費の多奈川地区多目的公園のり面災害復旧工事で、5,600万円何がしで出ております。

これ令和5年度分の工事の費用だと思いますけれども、この前8月に消防の大会のお披露目を見たときのり面で、まだ工事が続いているのかなというふうにさせていただいたんですが、あれば6年も継続してやっているというふうに理解してよろしいんでしょうかね。

これは5年の分の決算額ですけれども、6年度も続いて工事をやっているということですか。

道工委員長 新堀理事。

新堀まちづくり戦略室理事（企画地方創生担当） この工事は、昨年９月２６日から来年の１１月末まで、２年２か月の工事となっております。それで現在、いきいきパークみさきの公園から下のところからも、工事の状況は大体見れますけれども、大体予定どおり進んでおりまして、昨年が今、この決算書に出ております約５，６００万円、それで今年度が２億９，５００万円、それで来年度が２億８，５００万円というところで、おおむね今、進捗としては３５％から４０％程度ということです。ですので、引き続き計画に従って、工事を来年の１１月末まで進めていく予定です。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 ありがとうございます。順調に工事が進んでいるというふうに理解すればよろしいでしょうか。

道工委員長 新堀理事。

新堀まちづくり戦略室理事（企画地方創生担当） 奥野委員の質問にお答えします。

最初は工事に入る段階では、少し作業員不足それから資機材の不足等ありましたけれども、現段階では、計画よりもやや進捗、進んでいるような状況でございます。

道工委員長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

これで、災害復旧費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書２３０ページから２３３ページの目４海釣り公園管理基金費、目５多奈川地区多目的公園管理基金費、目７森林経営管理基金費をご覧ください。

質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 私からは、海釣り公園管理基金費についてお伺いしますが、予算額から比べると１００万円減の積立金の執行になっておるんですが、大規模修繕の計画が立てられていて、それに充てる基金、積立金であるのかなと思うんですが、その計画等に影響がないのかお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 海釣り公園の修繕に係るこの費用というのは、基金に積み立てた額を取り崩して使っておりますので、令和5年度分の決算額でまいますと、例年より100万円少ないという状況でございますので、当然、修繕のほうにも影響が出てくるかなというふうに考えております。

なのでその点については、この入ってきた額に応じて、私どももまた検討していきたいというふうに考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 海釣り公園は、皆さんご存じのとおり海でありますから、塩害がやはりひどくなるというところはあると思うんですね。お金はあるにこしたことはないし、それをどう捻出していくかということが課題になってこようかと思うんですけれども、これ以上は何とも言えませんけれども、しっかりと積立てを、計画どおりにやっていただけるようお願いしたいと思います。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これで諸支出金の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

道工委員長 反対の方ございませんね。竹原委員。

竹原委員 令和5年度決算事業委員会所管分に関しまして、一般会計の、賛成の立場で討論させていただきます。

大きくいろいろな分野にわたりまして、しっかり審議させていただいた中でも、森林の計画のところでは、各議員の質疑を通じて、岬町の面積の7割から8割を占める森林の取組が、第一歩が始まったのかなというふうに見受けられました。

世界的な異常気象というんですか、それに対応するゼロカーボンの取組も岬町では進めているし、森林の持っている良いところを、どんどんと進めていっていただきたいと思います。

泉佐野市におきましては、バイオマスの発電等々もこれから事業化していくんだというニュースも流れております。材料となる木材というのが岬町にはたくさんありますし、泉州エリア、共同でいろいろ協力しながら、森林を使ってゼロカ

一ボンを目指していけるというところもあるのではないかと期待しつつ、今回の決算につきまして、しっかりと審査できたということで賛成とさせていただきます。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。認定第1号 令和5年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち本委員会に付託された案件は、認定することに決定しました。

認定第4号 令和5年度岬町下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

それでは、決算書279ページから294ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけ確認させてください。

293ページの14工事請負費で、公共下水道工事で1,960万9,800円という工事代が上がっておりますが、これ多分深日の工事だと思うんですが、何メートルぐらいの工事費用になっていきますか。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 工事は、延長が86.1メートルになります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 この工事箇所は深日ですか。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 地区は深日地区になります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 一般質問でも下水の普及についてお聞かせいただきましたが、なかなか予算を獲得が難しいという答弁もいただいておりますけれども、深日の普及が遅れております。しっかりと予算の獲得をお願いしておきます。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて採決を行います。認定第4号 令和5年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、認定第4号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第5号 令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

決算書295ページから304ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて採決を行います。認定第5号 令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、認定第5号は、本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件8件については、全て議了しました。

続いて、案件2 その他に入ります。その他で本委員会に所管の事項、何かございませんか。松尾委員。

松尾委員 先の一般質問で、たしか奥野議員から、みさき公園の事業者と町長が日程調整をして、話し合いを行うというふうなことをおっしゃっていたかなと思うんですが、その後、日程調整は無事終わったんですかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 先日一般質問の後、9月6日に事業者のほうから資料の送付があったんですけども、それは面談の内容とは直接関係のないものでありましてので、私ども担当といたしましては、今後も引き続き面談の実施に向けて、事業者と調整を進めていきたいと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 日程は決まらず、向こう側、事業者さん側からすると、会うまでもないということなののでしょうか。それともまた別の理由で資料送付が行われてきたのか、お聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 みさき公園の件につきましては、会うまでもないということではなくて、事業者からはその面談の前に解決したい問題があるということで話がありましたので、そこを解決した上でということではおるんですけども、町としては、引き続き面談を求めていきたいというような状況になっておりますので、よろしくお願いいたします。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 面談の前に解決したいことがあるということなんですけど、どういうことなんだろうね。お願いします。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事　そちらにつきましては、町のほうで事業者と協議しております、
暫定開園中の駐車場の活用に向けた事務的な協議、こちらのほうが整った上で面
談を行いたいというのが、事業者の意向ではあります。

道工委員長　他にございませんか。

奥野委員。

奥野委員　今の松尾委員の関連で、アークルさんとの面談の件でお聞きしたいんですが、
いろいろ調整中だということでございますが、めど的にはいつ頃というような感
触はないんでしょうか。

道工委員長　吉田理事。

吉田市整備部理事　いついつと申し上げることができればいいんですけれども、まだ具体
的な日程が決まっていないところでございまして、ただ町としては、早期に面談
を求めているところとなっております。

といいますのが、ご質問いただいた内容のとおりでございますので、それに向
けて、議会の皆様にもご報告をさせていただこうという考えでございますので、早期
に面談していただけるよう申入れをしているところでございまして、事業者さん
もそういう前向きなお話は積極的にやっていきたいというようなご意向もござい
ますけれども、一般質問の答弁で答えさせていただいたとおりでございますので、
そこに向けて、それとこれとは別問題だと町としては思っていて、実際の本事業
に係る肝腎なところを確認させていただきたいところでございますので、引き続
き早期の面談を求めてまいりたいと考えているところです。

道工委員長　奥野委員。

奥野委員　本当にどうなっているのかなという、我々も含めて、早く話し合いをしていただ
きたいなというところですけども、それは先方さんのお考えもあろうかと思ひ
ますけれども、よろしく願いしたいと思ひます。

それからアークルさんの関連でもう少しお聞きしたいんですが、あそこの駅を
降りていったらずっと植樹、桜の木を記念植樹、何本かされましたよね。

ある方から、桜の木、枯れてないかというようなことを聞かれたんですが、そ
の辺は町は管理していないと思うんですが、私もよく現場を見ていなくて、その
辺確認されているようであれば、分かりますかね。

道工委員長　吉田理事。

吉田市整備部理事 私どもも現場へは行っていますので、このところ猛暑が続いておりますし、桜の木の状況というのは把握しておりますけれども、そちらは事業者さんにお任せしている部分となりますので、事業者さんに対してお話をしているということはございません。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 今年の夏は、まだ今も暑いですが、まだまだちゃんと芽がついているのかどうかも、また確認いただけたらと思います。

それともう1点。毎年有志の方々にイルミネーションをやっていますよね。一昨年は中でやって、去年は噴水のところでやられて、それで全然工事進んでないのに、何か申し入れして中でやらせてよというような声を、アークルさんに確認していただくべく何かお願いしたというような声を聞いたんですけれども、でもアークルさんのほうから駄目だというような返答をいただいていると聞いているので、その辺、事実はいかがでしょう。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 イルミネーションの件につきましては、観光協会とアークルさんのほうで協議いただいているということでお伺いしております、場所については観光協会とアークルさん協議の上で、昨年と同じく噴水の広場周辺で行うというふうに聞いておりますので、今年もそちらで実施されると認識しております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 私が聞いた方は、工事が進んでないのに中でできないのかという単純なことだったんですが、それも断られたというのは聞いているんですが、その辺を協議をされたのかどうかというのはご存じないですか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 イルミネーションの会場の使用については、指定管理者であるアークルと観光協会のほうの話合いで決められておるというのを聞いていますけれども、その中で、アークルさんが断られたとか、そういったところについては僕らも聞いておりませんでして、話合いによって昨年と同じく噴水の周辺で行うというふうに決まったというのは聞いております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 話合いでそうなったのだと思いますけれども、実際、工事が進捗していないの

に、できれば中のほうが大きな木があったり、ゆったりとできたんじゃないかと
思うのですが、また確認する機会があれば聞いておいていただけたらと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 そういったご意見があったことにつきましては、またアークルの
ほうにも伝えたり、観光協会にもまた確認しておくようにします。

道工委員長 他に。松尾委員。

松尾委員 確認し忘れたんですけれども、みさき公園の中央の道の整備について、これは
もう話はついて終わったんですかね。要は、その道の整備の話合いがまだ難航と
いうか、まだ途中なので、暫定開園の云々という話のくどりが春あたりにあった
ように思うんですけれども、その辺りの話合いはついたんですかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 先ほどご質問にありました、公園の中央の園内通路の部分につ
きましては、事業者のほうで草刈りをやったり、あとフェンスの修繕とか、そうい
ったところの対応はしていただいて、あとわだちを埋めたりとかですね、そうい
った対応はしていただいております。

あと主に町が求めているのは、もともとのみさき公園のゲート内の一部も開放
するよにということアークルさんのほうに求めているんですけれども、そこ
の部分というのはまだ協議中ございまして、実際に開放に至っていないという
のが現状でございます。

道工委員長 よろしいですか。

谷崎委員。

谷崎委員 みさき公園のPFI事業者との契約書、あるいは覚書の資料提供は可能ですか。

道工委員長 前の説明会では無理だと聞いているけれども。吉田理事。

吉田市整備部理事 事業契約書は公募の段階でホームページで、具体的な内容までは書か
れていないものですが、案をお出ししているところになります。また、P
FI法によって公表しなければならない規定がございまして、確か事業契約第4
9条から第57条あたりになりますが公表しております。

そこまでは公表させていただいてまして、それでご確認いただきたいの
ですが、それ以上にということであれば、情報公開のし手続等によって判断されていく
ものというふうな考えます。

道工委員長 よろしいですか。その辺、また整理をしておいてくださいね。前に聞かせてもらったときには、公開できませんと私は聞いたと思うんだけど、ちょっと今の含みでは、何か資料請求したらいけそうに聞こえるんだけど。

道工委員長 吉田理事。

吉田市整備部理事 前に答弁させてもらったときは、それ以外は公表という位置づけにはなっておりませんので、非公開としており、公表できませんとお答えさせていただいていますけれども、どうしてもということでありましたら、情報公開の手續にのっとって請求されるものであれば、その手續法によって、判断してまいりたいという発言でございます。

道工委員長 情報公開、これはP F I 事業者の了解も取らないかんでしょうね。

吉田理事。

吉田市整備部理事 そうですね、その際にどこまでを非公開とするかとか、一部公開になるのかとかという判断が入ってくるかとは思いますが、必要であればそういうふうな請求を、まずはしていただく必要があるのかなと思います。

道工委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 みさき公園の件につきましては、私のほうから1件だけ、何件かお電話とかで、苦情を聞いているんですが、駐車場が使えない、バリケードを張っていて入れない、どうしたらいいんやということで、園内におられる方に聞きますと、みさき公園の駅前に車止めといてよと、こういうことのようにだけでも、これではいかなものかと思うので、どんな事情で閉めてはるのか知りませんが、やはり一部開放しているんですから、駐車場は利用できるように、早急に一つ協議をしていただいて、お願いをしておきたいと。これもお願いで結構ですから、お願いしておきます。

他にないようでございますので、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力よろしくお願いをいたします。

これで事業委員会を閉会いたします。

(午後 1時42分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和6年9月10日

岬町議会

委員長 道工 晴久